

ケガによる通院や入院を1日目から補償

保険料が
8%OFF

(団体割引20%、過去の損害率による割増15%)

傷害総合保険

家族まるごと 安心補償

スポーツ中に
ケガをして入院

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので必ず本パンフレットをご確認ください。

買物中に誤って
商品を壊した

★自転車乗用中の賠償責任も
補償しています。

自転車で他人にぶつかり
ケガをさせた

ころんで
ケガをして通院

健康診査なし!

子どもが他人の
クルマをキズつけた

加入・継続
年齢制限
なし!

料理中に
やけどをして通院

家族まるごと安心補償のご説明

明日からの安心のために、以下はご家族全員でお読みください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。.)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

取扱代理店

株式会社 コープ・サービス

〒890-0037 鹿児島市広木一丁目1番1号

(電話料金
無料です)

0120-39-7780

または099-286-1139

(受付時間:月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで)

加入依頼書 (家族まるごと安心補償)

申込日 年 月 日

新規

変更

契約の内容を変更する場合に○をしてください。

変更、脱退等を申し出ないかぎり、翌年以降も自動的に継続します。
(ただし、保険金請求が多発した場合などはこのかぎりではありません。)

生活協同組合コープかごしま御中

家族まるごと安心補償

※必ず組合員名をお書きください。

組合員番号

組合員 (加入者)	住所	市・郡名以下フリガナ 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>
	氏名	フリガナ
	電話	
	フリガナ	

申込人(加入者)および被保険者は、募集文書または損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) に掲載の【個人情報の取扱い】に同意します。

【重要】★の項目は「告知事項」です。事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

被保険者本人の情報をご記入ください。

フリガナ					
被保険者(本人)					
生年月日	S・H	年	月	日(歳)	性別 1. 男 2. 女
★職業・職種	※種別表をご確認のうえ、○印を付けてください。 1. A 2. B				無職
	※具体的に書きください。				

※年金生活者・学生・主婦・主夫などで仕事をされていない方は無職に○をつけてください。

【家族型】 申込みコースに○を付けてください。

基本コース	FA	FB	FC
月額保険料	1,950円	3,470円	5,270円

特約付帯	する	しない
特約保険料	480円	480円
合計保険料	2,430円	5,750円

【夫婦型】

基本コース	CA	CB
月額保険料	1,630円	2,950円

特約付帯	する	しない
特約保険料	260円	260円
合計保険料	1,890円	3,210円

【個人型】

基本コース	PA
月額保険料	1,360円
特約セット	する
特約保険料	230円
合計保険料	1,590円

★他の契約の有無(無) (有)
(死亡・後遺障害保険金額 万円 入院日額 円 通院日額 円)

※傷害で死亡・入院した際に補償される他の保険の総額をご記入ください。

家族まるごと安心補償 傷害総合保険 加入申込票本人控 生協の係記入

加入者氏名	申込みコース名
受付日	保険料欄 円
令和 年 月 日	受付者印 店 センター

料金受取人払郵便

8 9 0 - 8 7 9 0

鹿児島中央局 承認

8267

差出有効期間
2028年1月
31日まで
(切手不要)

傷害総合保険加入依頼書在中

株式会社コープサービス
保険係 行

933

受取人
鹿児島市広木一丁目1番1号



✂ キリトリ

家族まるごと(傷害総合保険)

加入依頼書の郵送方法

- ①左の宛名部分を点線に沿って切り取り、お手持ちの封筒の上半分にしかりと、のり付けしてください。封筒は、郵送に差しつかえないものであれば、どんな封筒もご使用いただけます。
(最大サイズ120×235mm)
- ②その封筒の中に必要事項をご記入の上、加入依頼書をお入れください。
- ③封筒の裏にお手数ですが、お名前と住所をご記入ください。

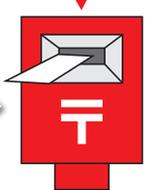


傷害保険加入依頼書
(封筒に入るよう)
折りたたむ

通常郵便より1~2日
遅い到着となります。
お早めにご提出ください。



切手不要



加入依頼書の職業・職種については、下記の表をご参考にご記入下さい。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートデスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、カ士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等についてはお引き受けできません。

加入依頼書の他の契約の有無については、下記の表を参考にご記入下さい。

他の契約等合算 (お引受け限度額)	死亡・後遺障害	5,000万円以下
	入院	15,000円以下
	通院	10,000円以下

※他の契約等につきましては、(注意喚起事項のご説明)欄をご確認ください。
※「他の保険契約等」とは、傷害保険全種目、積立型傷害保険全種目、医療保険の傷害特約、および生命保険等が対象で、保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである、当社、他社の保険契約または共済契約をいいます。



これなら家族、

毎日の暮らしには、危険がいっぱいです。「家族まるごと安心補償」ケガや賠償事故など万一のときでも24時間、皆さまをお守りし

- 入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日目が
- 傷害事故の発生の日からその日を含めて1,000日目までの通

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあら

保険期間 2026年4月1日(午後4時) ~ 2027年4月1日

基本コース
毎月の保険料
死亡・後遺障害
入院保険金日額
手術保険金
通院保険金日額
個人賠償責任
身の回り品(携行品損害)*
特約コース
身の回り品(携行品損害)*
家財(住宅内生活用動産)*
介護保険金(年額)
特約保険料(月額)

■上記において★印のついている補償の自己負担額については1回の事故につき3,000円となります。

家族まるごと安心補償

家族型〈傷害総合保険〉ご家族のケガや賠償責任を補償

基本	FA	FB	FC
保険料	1,950円	3,470円	5,270円
本人	210万円	300万円	480万円
配偶者 その他の親族	120万円	200万円	300万円
入院保険金日額	1,800円	3,000円	5,000円
手術保険金	入院保険金日額の5倍または10倍		
通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円
個人賠償責任	1億円		
身の回り品(携行品損害)*	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特約</div> <div style="margin-left: 10px;">基本コースに特約をセットすることによって下の補償が追加できます。</div> </div>		
身の回り品(携行品損害)*	10万円		
家財(住宅内生活用動産)*	30万円		
介護保険金(年額)	115万円		
特約保険料(月額)	480円		

■上記保険料は、会社員(事務職)、教員、飲食店主、医師などご本人の職種級別がA級の場合の保険料です。ご本人の職種によって保険料は異なります。
■「その他の親族」は、本人またはその配偶者の、①同居の親族②別居の未婚の子をいいます。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 生活協同組合コープかごしま
- 保険期間 2026年4月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 2026年3月10日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等
引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入者となれる方 生活協同組合コープかごしまの組合員
- 被保険者本人となれる方
生活協同組合コープかごしまの組合員または組合員の配偶者や同居の親族、生計を共にする別居の未婚の子を被保険者本人としてご加入いただけます。
- 加入型
【家族型】被保険者本人(記名被保険者:加入依頼書の被保険者欄に記名した方)の配偶者や、その他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の判断は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

- 【夫婦型】被保険者本人(記名被保険者:加入依頼書の被保険者欄に記名した方)の配偶者も保険の対象となります。※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- 【個人型】被保険者本人(記名被保険者:加入依頼書の被保険者欄に記名した方)のみが保険の対象となります。
- お支払方法
 - 2026年4月より「生協コープかごしま」に登録してある口座から振替えます。
 - 「生協コープかごしま」での口座登録がない方は、加入申込時に「口座振替依頼」の手続きもあわせてお願いします(口座振替依頼書は店舗カウンターに準備してあります)。
- 振替ができなかった場合 翌月2か月分を請求します。他に商品の利用料金等がある場合はそれらも合算して振替えます。合算の振替金額に預貯金残高が不足した場合は、振替手続きができませんのでご注意ください。
- 中途加入
保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしております。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年4月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始月から毎月口座から振替します。
- 中途脱退
この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の生活協同組合コープかご

まるごと安心。

「」なら、リーズナブルな価格で、ご家族のリスクをまるごとケア。ます。

から補償します。

入院に対し、1日目から補償します。(90日限度)

まし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



日(午後4時)

※中途加入の場合 毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日から2027年4月1日午後4時までとなります。

※保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、過去の損害率による割増15%、月払の保険料です。

※入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)セット。

夫婦型〈傷害総合保険〉二人暮らしのご夫婦にピッタリ

基本	CA	CB
保険料	1,630円	2,950円
本人	180万円	300万円
配偶者	180万円	300万円
本人 配偶者	2,600円	5,000円
本人 配偶者	入院保険金日額の5倍または10倍	
本人 配偶者	1,500円	3,000円
本人 配偶者 その他の親族	1億円	
本人 配偶者	10万円	10万円
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特約</div> <div style="margin-left: 5px;">基本コースに特約をセットすることによって下の補償が追加できます。</div> </div>		
本人 配偶者	30万円	
本人 配偶者	120万円	
特約保険料	260円	

個人型〈傷害総合保険〉ご本人のみに絞ったお得プラン

基本	PA
保険料	1,360円
本人	550万円
本人	3,000円
本人	入院保険金日額の5倍または10倍
本人	2,000円
本人 配偶者 その他の親族	1億円
本人	20万円
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特約</div> <div style="margin-left: 5px;">基本コースに特約をセットすることによって下の補償が追加できます。</div> </div>	
本人	30万円
本人	120万円
特約保険料	230円

保険金額が異なりますので、取扱代理店までご照会ください。

しままたは株式会社コープサービスまでご連絡ください。

※解約される場合は毎月10日が解約書類提出締切日になります。補償終了日は解約書類提出締切日の翌月1日です。最終保険料の口座振替日は補償終了日の前月13日です。(金融機関休業日の場合は翌営業日)

●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

●お手続き方法

右表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の株式会社コープサービスまでご送付ください。

ご加入対象者	お手続き方法	
新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。	
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「契約内容変更依頼書」をご提出いただけます。その際はコープサービスまでご連絡ください。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「契約内容変更依頼書」をご提出いただけます。その際はコープサービスまでご連絡ください。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は株式会社コープサービスまでお問い合わせください。

(注) ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、裏面の【ご加入内容確認事項】の中の職種級別の表をご確認ください。

■満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について：■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害 (国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 [死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額]	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心霊喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金 (重度の後遺障害)	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に特約に定める重度の後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%(注)~100%をお支払いします。※ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 [後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(78%(注)~100%)] (注)「後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)」をセットしています。	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日(注)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 [入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(180日(注)限度)] (注)入院保険金支払限度日数変更特約(180日)をセットしています。	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) [〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)] [〈外来で受けた手術の場合〉手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)] (※1)以下の手術は対象となりません。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 1,000 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 [通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)] (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。(※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTB プレース、線副子等の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
介護保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に所定の重度後遺障害が生じ、所定の要介護状態となった場合、181 日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1 年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1 年を 365 日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。 [介護保険金の額=介護保険金年額×要介護期間(年)(事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間)] (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。		

(※)後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)をセットしています。対象となる特約に定める重度の後遺障害につきましては、下表をご確認ください。

等級	後遺障害	保険金支払割合	等級	後遺障害	保険金支払割合	等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	<ul style="list-style-type: none"> 両眼が失明したものの 咀嚼(そ)しゃくおよび言語の機能を廃したものの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 両上肢の用を全廃したものの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 両下肢の用を全廃したものの 	100%	第2級	<ul style="list-style-type: none"> 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるもの)が0.02以下になったものの 両眼の矯正視力が0.02以下になったものの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 両上肢を手関節以上で失ったもの 両下肢を足関節以上で失ったもの 	89%	第3級	<ul style="list-style-type: none"> 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったものの 咀嚼(そ)しゃくまたは言語の機能を廃したものの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。) 	78%

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
物の損害の補償 (国内外補償) (注)	偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物)を含みます。外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)、およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など

保険金をお支払いできない主な場合	
<ul style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)、の切断または打楽器の打皮の破壊 ⑫楽器の音色または音質の変化 など
(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。	

	保険金をお支払いできない主な場合
<p>10%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。</p> <p>保険金 お支払いする場合において、その事故によって損害を受けた生活用財産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。</p> <p>の対象を収容する加入依頼書等記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯(※1)の敷地に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて算出します。ただし、1回の事故につき、生活用財産の保険金額または損害額の再調達価額(※2)のいずれか低い額の20%に相当する額をお支払いします。</p> <p>失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>対象となりません。</p> <p>スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 メガネ、眼鏡、サングラス、補聴器</p> <p>モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品 預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物。ただし、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。</p> <p>クレジットカード、プリペイドカードその他これらに類する物 人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</p> <p>スマートフォン、タブレット、パソコン等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑧置き忘れ(※)または紛失 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪保険の対象である生活用財産が加入依頼書等記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ⑫運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害</p> <p>など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

保険金をお支払いできない主な場合	
<p>ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品</p> <p>クレジットカード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 びカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内における雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品 紙、切手、設計書、帳簿</p> <p>他これらに準ずる物 びにこれらの付属品 を含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な活動</p> <p>など</p> <p>の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的</p> <p>事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 (※1)次のア.からエ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア.主たる原動力が人力であるもの イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ.身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ.移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>

一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

とがありますので、ご注意ください。

く/isei/sensiniryu/kikan.html)
いいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者の治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、ものは含みません。
療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

および同性パートナー(※2)を含みます。
ないために、法律上の夫婦と認められないもの、事実上

婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。
(※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。
(注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者

- 【親 族】 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
- 【未 婚】 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 【免責金額】 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

きたいこと (注意喚起情報のご説明)

合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知く

取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご定の計算により算出した額を返還または請求します。
出ください。

て)
かぎりず。を)を解除することを求めることができます。お
パンまでお問い合わせください。
ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更
さい。

契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、そ
ごは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできな

により、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったとき
いいます。

付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)に保

は取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日から
保険金の全額または一部をお支払いできないことがあ

が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交
を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払い
う支払いできないことがあります。また、盗難による損害
い。

国内において発生した事故については、損保ジャパンが
示談交渉サービス]がご利用いただけます。示談交渉
び損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。な
ただけませんのでご注意ください。
の額が保険金額を明らかに超える場合
ご提起された場合

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者が保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	98%
共栄火災海上保険株式会社	2%

帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(※)までが補償されます。

(※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き上げとなる場合があります。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。ただ、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出した、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補

償・特約の要否をご判断ください。

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業
※1	オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2	プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等についてはお引き受けできません。

【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されているので必ずご確認ください。



問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店

株式会社 コーフ.サービス

〒890-0037 鹿児島市広木一丁目1番1号

(電話料金 無料です) **0120-39-7780**

または **099-286-1139**

(受付時間:月曜日～金曜日午前9時から午後5時まで)

引受保険会社(幹事)

損害保険ジャパン株式会社

鹿児島支店 法人支社 〒890-0053 鹿児島市中央町11番地 鹿児島中央ターミナルビル
TEL(099)812-7504(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] ☎ 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sompo.or.jp/>)

- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) / 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン 事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】

LINEでご連絡

(右記の2次元コードから)

※LINEはLINEヤフー(株)の登録商標です。



お電話でご連絡(受付時間:24時間365日)

0120-727-110

● 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

● このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款との不一致を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。